

平成28年度予算の編成方針を次のとおり決定する。

平成27年10月27日

防府市長 松浦正人

国・県の動向

国は、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、平成32年度までの「経済・財政再生計画」を定め、その最初の3年間を集中改革期間として、経済・財政一体改革を集中的に進めることとしている。特に、「社会保障」と「地方行財政改革・分野横断的な取組等」を改革の重点分野として、取組を強化することとしている。

また、最重要課題である「地方創生」については、平成28年度から地方公共団体が「地方版総合戦略」に基づき本格的に事業を推進する段階に入ることを踏まえ、従来の縦割りの事業を超えて財政支援を行う「新型交付金」を創設し、地方の先駆性のある取組や先進的事例の全国展開を積極的に支援することとしている。

これらを受けて7月に示された予算の概算要求基準においては、前年に引き続き、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、無駄を徹底して排除しつつ、大胆な予算の重点化を進めることとしている。

一方、県においては、人口減少の克服に向け、実効性のある地方創生の取組を進めていくため、「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を10月中に公表することとしており、平成27年3月に策定した県の総合計画「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」と併せ、一体的な取組を進めていくこととしている。

本市の財政状況

本市の財政状況は、平成26年度決算において、実質収支が約14億9千万円の黒字となり、財政調整基金残高は前年度と同水準の約54億5千万円となった。財政の健全性を判断するための指標については、実質公債費比率は前年度より0.3ポイント改善し「3.6%」、将来負担比率は3年連続で「比率なし」となっており、良好な状態を保っている。

また、行財政改革により「選択と集中」を進め、重点的に事業を実施してきた成果が現れてきており、まちの駅「うめてらす」を中心として賑わいの創出が進むなど、本市の活性化にもつながっている。

平成28年度以降の歳入については、本市の歳入の根幹を成す市税において、企業業績の回復などにより25、26年度と2年連続で増収となるなど、一部で明るい材料はあるものの、最新の山口県の法人企業景気予測調査で、平成27年度通期の企業収益の見通しが減収減益となったことや、依然として地価の下落傾向が続いていることなど、市税収入の先行きは不透明な状況にある。

一方、歳出においては、高齢化の進展及び子育て施策の拡充により引続き扶助費が増加していることや、新廃棄物処理施設の運営委託の開始及び予防接種事業の拡充により物件費が増加していることなど、経常経費が増加傾向にある。

今後も、高齢化に伴う社会保障費の自然増や、これまで実施してきた大型建設事業に係る借入金の償還が本格化していくことなどに加えて、庁舎をはじめとした老朽化した公共施設の大規模な修繕・更新や、その他多くの行政需要が見込まれ、財政状況は厳しさを増して行くことが予想される。

これらの状況を踏まえ、引続き聖域なき行政経営改革の歩みを止めることなく、また、活性化の努力をたゆまず続けることにより、良好な財政状況を堅持していく必要がある。

予算編成の基本方針

平成28年度は、市制施行80周年という節目の年であり、来るべき100周年に向かって第一歩を踏み出していかなければならない、大切な一年である。また、人口減少の克服と地域創生の実現のため、新たに「第四次防府市総合計画」に位置付ける「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実質的なスタートの年であり、本市における地域創生元年となる。そこで、「産み・育む」「学ぶ」「働く」「住む」「創る」の好循環により、地域で「ひと」をつくり、ひとが「しごと」をつくり、「まち」をつくるという地域創生の流れを確かなものにしていくことで、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と誇りを持って言えるふるさとを創る必要がある。

平成28年度の予算編成においては、先行き不透明な財政状況を踏まえ、財政の健全性を堅持するとともに、行政経営改革の推進と事業の見直しによる予算の重点化により、総合戦略を加えた新たな基本計画を着実に推進していくため、次に掲げる基本方針を定める。

<基本方針>

- 1 安全・安心のまちづくりを基盤として「環境」「教育」「観光」「高齢・障害者福祉」「子育て支援」「活性化」「防災」を重要施策と位置づけ、これまでの成果を活かしながら、より戦略性のある施策を着実に推進すること。
- 2 「第四次防府市総合計画」に基づき、事業の必要性、有効性、緊急性などを改めて検証し、廃止を含め大胆に見直すことにより、重要施策への予算の重点化を図るとともに、進捗管理を徹底し、平成32年度の目標達成に向けた取組を確実に進めること。
- 3 特に、人口減少と地域創生に関わる事業については、本市が地域間競争を勝ち抜き、将来にわたって持続的に発展していくために、早急に取り組むべき重要な課題であるとの認識の下、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた5つの基本目標に基づき、積極果敢に取り組むこと。

平成28年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

(基本的事項)

- 1 平成28年度当初予算は、限られた財源を効率的かつ効果的に活用できるよう、足元からの見直しによって予算の重点化を図りつつ、創意工夫によって最小のコストで最大のサービスを提供することを目指すこと。

新規事業については、補助・単独を問わず、実施計画等により庁内合意を得たものを基本とする。施設の新増設計画に当たっては、ライフサイクルコストの視点から、施設の適切な規模や内容を十分検討するとともに、将来負担の軽減のため、財源の確保に努めること。また、既存事業の進捗状況等も勘案して実施時期を検討するなど、事業を確実に推進できるよう所管する事業全体の計画を精査の上、所要額を計上すること。

既存事業については、行政評価における課題や決算、執行状況などを徹底的に分析・検証し、必要な見直しや再構築を行った上で所要額を計上すること。

(通常予算)

- 2 通常予算として編成するので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

(総合計画との整合性)

- 3 事業選択に当たっては、「第四次防府市総合計画」の見直しにより、基本計画に新たに明示する「リーディング事業」を中心とした取組との整合性を図りつつ、社会経済状況及び市民ニーズの変化に適切に対応した行政サービスを提供するため、事業の必要性、有効性等の観点から見直しを行い、所要の額を計上すること。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進)

- 4 総合戦略を長期的に深化させていくために、国県をはじめ、関係する行政機関や民間団体等との連携の強化に努めるとともに、本市の実情に対応したより実効性のある施策を展開するため、効果的な実施方法や適正な事業規模及び実施期間等について十分に検討を加え、所要の額を計上すること。

(自治基本条例との整合性)

- 5 「防府市自治基本条例」で定めた市政に関する基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

(参画及び協働の推進に関する条例との整合性)

- 6 「防府市参画及び協働の推進に関する条例」で定めた参画と協働を推進するための基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

(行政経営改革との整合性)

- 7 行政経営改革については、限られた行政資源を効果的に活用するために、引続き重点的に取り組むこととするので、再度、足元からの見直しを行い、次の点に、特に留意すること。また、「防府市行政経営改革大綱推進計画」(平成26年度～平成32年度)における取組項目については、着実かつ確実に実行し、予算へ所要額を反映・計上すること。

(1) 新たな自主財源等の確保

遊休資産については、引き続き、積極的な処分を進めるとともに、更なる広告収入の確保など、職員の創意工夫による財源の創出に努めること。

(2) 事務処理コストの抑制

時間外等勤務手当及び臨時職員の賃金については、引き続き削減の

対象とするので、過去の実態や実績を検証するとともに、各課所管事務事業の合理化や効率化を検討した上で、計上すること。

(3) 補助金等の見直し・受益者負担の適正化

補助金等及び受益者負担については、社会経済状況の変化を踏まえ、慣例等にとらわれることなく、事業効果、公益性、積算根拠について検証し、見直し可能なものについては、予算への反映に努めること。また、補助金の創設に当たっては、経費負担のあり方、必要性、緊急性、費用対効果などの面から十分に検証するとともに、終期を設定すること。

(入札の適正化)

8 随意契約については、地方自治法においても契約の例外的な取扱として位置づけられており、事務処理の指針である「随意契約ガイドライン」に従って、厳格な適用に努めること。また、これまで随意契約を行っている事業について、引き続き随意契約を予定する場合においては、必ず契約内容、仕様、設計内容等の見直しを行い経費の節減を図るよう努めること。

(国・県の動向等)

9 国・県補助金等については、制度改正や予算編成の状況など、国・県の最新の動向を注視しながら情報収集に努め、確実な見積りに努めること。また、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。

(その他)

10 特別会計及び外郭団体においては、財政健全化法による「健全化判断比率」算定の対象となっており、より一層、財政の健全化に向け努力すること。

(1) 特別会計

一般会計に準じて見積もり、計上すること。効率的な事業推進や経費の節減、サービス向上による増収など、自立した経営を目指し、経営改革を一層進めること。また、受益者負担の適正化の観点からも、一定期間ごとに使用料等の見直しを検討すること。

(2) 外郭団体

市と同様の考え方で対応していくこととするので、自主性、自立性に向けた経営改革の視点を踏まえ、事業全般について見直すよう指導、助言を行うこと。

(3) 指定管理者

指定管理者制度を導入している公共施設について、担当部局は「防府市指定管理者制度ガイドライン」に基づくモニタリングの結果などから、民間事業者の能力が最大限発揮され、住民サービスの向上が図られているかどうか検証を行い、制度のメリットを活かせるよう施設管理者に対して適切な指導、助言を行うこと。また、次期指定管理者の選定に反映させるべき課題や改善点について把握し、募集要項の作成等に反映させること。